

議第39号 上水道管理事務の事務委託に関する規約を定める協議について

1 協議の趣旨

広島県の設置する上水道施設のうち、宮原浄水場において広島県が専用するもの及び呉市の設置する上水道施設と共用するもの（以下これらを「県施設」といいます。）の管理事務については、現在、広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（昭和49年8月1日施行）により広島県から委託を受けています。

令和4年11月に広島県及び県内14市町で構成する広域連合として広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」といいます。）が設立され、広島県企業局が運営する広島水道用水供給事業の事務を企業団が承継するとともに、県施設は広島県から企業団に移管されることとされました。

ついで、企業団に移管される県施設の管理事務の委託を呉市が受けるための規約を定めることに関し、企業団と協議をするものです。

2 規約の内容

委託を受ける事務の範囲、経費の負担等の規約の内容については、現在、広島県と呉市との間で定めている県施設の事務委託に関する規約と同様のものとします。

3 施行期日

令和5年4月1日

【参考】

